

第八部

第一回参議院労働委員会會議録第八号

(二六五)

付託事件

○職業安定法案(内閣送付)

○労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情(第二百五十二号)

○失業手当法案(内閣送付)

○失業保険法案(内閣送付)

昭和二十二年九月二十五日(木曜日)午前十一時十九分開会

本日の會議に付した事件

○失業保険法案

○失業手当法案

○委員長(原虎一君) それでは只今より委員會を開催いたします。本日は失業保険法案、失業手当法案について政府当局の説明を願うことにいたしました。米窪大臣の説明を求めます。

○國務大臣(米窪瀧亮君) 失業保険法案並に失業手当法の本院における予備審議に当りまして、その二法案の提案の趣旨を御説明申し上げます。

失業保険法の立案につきましては、昨年八月十五日、衆議院の生活保護法案委員会の附帯決議におきまして「失業保険の創設に前進すべし」という希望があつたのでございまして、政府におきましては、昨年の秋以來、社会保険制度調査会において審議しました答申に基づきまして、その調査立案の準備を進めて参つたのでございまして、

然るに去る六月、現下の経済危機突破の総合的な対策といたしまして、経済緊急対策なるものが発表されました。その中に、失業手当並に失業保険の制度を実施することを政府は約束し

まして、爾來立案を急いで参りました結果、ここに成案を得て、本國會に失業手当法案と共に提出する運びとなつた次第でございまして、

失業保険法制定の目的は、この法案の第一條にはつきり書いてございまして、通り、失業保険の被保険者である労働者が失業いたしました場合に、失業保険金を支給しまして、その生活の安定を図らう、こういうこととございまして、

思ふに失業対策の理想としてしましは、完全雇用乃至完全就業を実現することが望ましいのでございまして、これがためにはあらゆる産業を振興し、これに労働力を吸収し、國民生活の安定向上を図ることが必要でございまして、又憲法第二十五條におきましても、國民が健康であつて、文化的であり、而も最低限度の生活を営み得るやうに、國が社会福祉、社会保障の向上と増進に努めなければならないといふことを書いてあるわけでございまして、

政府は、これらの目的達成のために、一般経済再建のための施策と相俟つて、職業紹介機関の効率的な運営を初めとして、公営事業或いは職業補導の拡充等、失業対策に鋭意努力いたして参ります。止むを得ずして出て来る失業者に対しましては恒久的な社会施設として、すでに欧米諸國におきましては永い歴史を持つております失業保険制度をここに創設することとして次第でございまして、

而してこの失業保険制度は社会保障の一環としてその重要な役割を持つものであるが、生活保護法のよきな、單なる社会救済、救済制度と根本的にその性格を異にするものでございまして、職業紹介機関の運営と密接不可分の關係を持つことによりまして、失業者に就業の機会を與えようとする積極的な意味を持つておるものでございまして、

次に本法案の各條章の概要を大体御説明申し上げたいと思ひます。詳しいことは政府委員から説明いたさせます。先ず本法案におきまして、保険料を徴收し、保険給付をなすなど、保險事業経営の主体である保險者には政府がこれに當ることとしておられます。これは、この保險が危険分散が大きいといふことと、職業紹介組織などを考慮した次第でございまして、

次に本保險の適用範圍は、健康保險の強制適用を受ける事業所に雇用される者を当然被保險者、他の言葉でいへば強制被保險者ともいいますが、そういう資格者といひまして、当然適用を受ける事業所以外の事業所に雇用される者につきましては、任意包括加入をなし得る途を開いたのでございまして、併しながら、海上労働者である船員保險の被保險者につきましては、陸上労働者と異なる特殊な労働事情があるという点に鑑みまして、本保險の被保險者より除外したのであります。船員保險中にこれを吸収することはいはした。尙國や都道府縣、市町村等の公共團體に雇用される者につきま

は、それらの者が離職した場合における諸給與の内容、例えば恩給、退職金等の内容が、本法による保險給付の内容を超えておると認められる場合には、これらの人たちは、被保險者から除外することにいたしました。次に本法案の眼目でありまして失業保險金の支給につきましては、六ヶ月の資格期間及び離職後、定期的に公共職業安定所に出頭いたしました失業の認定を受けることを受給の要件としたしまして、支給日数は受給期間の一年間において通算して百八十日としたいたしましたのでございまして。このことは現下の離職、就業の状況及び各國の失業保險の事情に照し合せまして決定いたしましたのでございまして。尙失業保險金の額は、標準報酬日額の百分の六十を平均の基準といたしまして、それよりも低額の所得者には支給率の最高が百分の八十まで、これを漸次増して支給し、それよりも高額の所得者には、支給率の最低百分の四十までを漸次減らして支給して、努めて最低生活の維持を図り、社会保険たるの実を全うしようとしたのでございまして、

次に本保險の運用に関する費用の負担につきましては、被保險者である従業員及び被保險者を雇用する事業主は、おのづから標準報酬月額額の千分の十に相当する保険料を負担することといたしました。尙、保險者である政府は、保險給付に要する費用の三分の一及び事務費の全額を支出して、他方失業保險特別会計を設けて、これらの收支に當らしめることといたしました。次に本保險事業の運営につきまして

は、事業主、労働者、公益を代表する者より成る失業保險委員會を設けまして、重要事項の審議に當らしめ、そして本保險を民主的に運営することといたしました。最後に、保險給付に関する異議の申立てに關しましては、失業保險審査官並びに失業保險審査會を設け置いたしまして、簡易迅速に裁決を行うことといたしました。

以上失業保險法の概要を申し上げたのでございまして、会期極めて短かいたとき、而も國會が相当期間休会であつたというやうなことを御考慮の上、成るべく早く御審議の上御決定あらんことをお願い申し上げる次第でございまして、次に失業手当法案の提案の理由を御説明申し上げます。只今御説明申し上げました通り、失業問題に対する恒久的対策の一つとして、本法案と共に失業保險法案を提出したのでございまして、失業保險は、保險給付が開始されるまでの間に、最長六ヶ月の期間を必要とするものでございまして。然るにその間において、失業者の発生することが、今日の経済情勢から予見されますので、この六ヶ月の期間を、失業対策上これをなおざりにいたして置くことは許されませぬ。何らかの措置が要請されるのでございまして、ここに失業保險法案の足らざるを補う意味におきまして、この失業手当法案なるものを提出いたしました次第でございまして、

本法案は失業保險法案

の構成と密接な関係を持つており、又その考え方も失業保険法案と同じでございます。ただ本法案の失業保険法案と違ふところは、本制度は保険としての本来の資格、期間を充てないのに拘わらず、國庫の特別の負担による給付であるという点でございます。この点より失業保険法案に比しまして、受給要件、給付額或いは給付の制限等におきまして、多少窮屈である嚴重なる特別の規定を設けてあるのでございます。

以下本法案の主なる條項について御説明申し上げます。

本法の目的は第一條に明らかであります通り、失業保険の被保険者を対象とするのことでございまして、第二條においては失業手当金を受ける資格として、本法の施行の日から昭和二十三年三月三十日までの間に、即ち失業保険法による保険給付開始の直前までの間に職業から離れたということと資格要件として規定してあるのでございます。

次に失業手当の支給につきまして、前に申し上げた理由によつて、失業保険法案に比しまして若干異なる規定が設けてあるのでございます。即ち支給金額につきましては、第五條におきまして、失業保険法の保険の給付額と比しまして若干低額となるように規定し、支給日数につきましては、第八條におきまして百二十日分と規定をし、又支給の制限に關しましては、第十條及び第十一條におきまして、支給が全面的に停止されることを規定してあるのでございます。いずれも失業保険法案のそれに該当する事項に比しまして、いささか嚴格となつておるのでござい

でございます。

以上失業手当法案の概要につきまして、失業保険法案と比較しながら御説明申し上げた次第であります。

ここで皆さんに特に私からして御注意を願いたい点は、この兩法案を出すことによりまして、若しも一部の経営者の間に、そういう法案が出るならば当然いゆる企業整備によつて贖身しても差支えないというような考えを起す者があると思はれば、これは非常なる誤りでありまして、政府といたしましてはそういう考えを極力修正するよう努力するつもりでございます。

以上申し上げたことによつて、兩法案上程の趣旨が御了解になつたと思ひます。何とぞ先程申し上げたような事情によつて、慎重なる御審議は当然のことでございますが、十月一日において一應施行することになつております關係上、成るべく早く御採決あらんことを特にこの際お願いする次第であります。

○委員長(原虎一君) お話いたしました。議事進行方法につきまして、今米澤大臣からの御説明に対する質問を直ちにいたしますか、法案の各條についての説明を政府委員からやつて、それからいたしましたしうか。法案の方を局長から説明するようにいたしましたしうか。

○賛成と呼ぶ者あり
○委員長(原虎一君) それでは上山局長から法案各條についての説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(上山顯君) 失業保険法並に手当法の提案理由、それから大體の構想につきましては、只今労働大臣から御説明いたしました通りであります。そ

れを若干補足いたしましたして、各條の特別の問題のありやうなところだけを選びまして説明を加えたいと思ひます。

先ず失業保険法から申し上げます。第一條の法律の目的は只今説明いたしました通りでございます。被保険者が失業した場合には、失業保険金を支給いたしましたして、その生活の安定を図るといふ目的を持つておるのであります。

第二條に被保険者の規定がございまして、御承知かと存じますが、健康保険におきましては、政府が直接補助いたしておりますもの外に、大工場等におきましては自分で組合を作らせまして、いわゆる組合組織のものがありまして、政府補助と組合補助との二本立てになつております。ところが、この失業保険におきましてはそれを全部政府補助のみに一本立てにいたしましたのであります。その理由は只今も労働大臣の説明にもあつたのであります。一つには失業保険という保険は非常にスクの多い保険である、従いまして成るだけ廣い範圍に危険分散をいたしたことがこの保険の趣旨の主なる理由であります。もう一つの理由といたしましては、失業保険は失業という事由の発生によりまして、当然無條件に保険金を支給するのではありません。失業者が公共職業安定所に出頭いたしましたして、先ず求職の申込をし、公共職業安定所としましては極力就職の斡旋をする。どうしてもそれがない場合において初めて失業保険金を支給するということになつております。即ち職業紹介機關の運営と密接な關係をもつておるのであります。その職業紹介機關が御承知のように原則として國家の施設としましてできておりますので、

そういう二つの理由によりまして被保険者は單に政府一本立てということに相成つておるやうなわけでありまして、第三條に失業の意義が規定してございまして、特に説明する必要はないかと思ひます。

第四條に報酬のこの規定がございまして、ここで特に申し上げたいと存じます。これは現在厚生年金、健康保険におきましては、この報酬の中には家族手当を含んでないのでございまして、失業保険といたしましては、家族手当をも含むことに考へております。これはいづれ政令で決めるのでございまして、そういう予定で進んでおりますことが主なる理由でございます。

第五條といたしましては、他の規定と同じように標準報酬を使うといふことを規定してございまして、第六條の中に被保険者の範圍が規定してあるのでございます。第六條といたしましては、被保険者がこの法律の範圍が規定してあるのでございます。この範圍といたしましては、原則としてここにいろいろ事業が列記されておりますが、これらは健康保険の範圍と同じでございます。但し文字の表現としましては後からできました労働基準法の文字が使つてございまして、但し内容は健康保険と同じということになつております。

そうして当然被保険者の範圍のところで私共が問題として検討いたしました点は大体三つあるのでございます。一つは女子の勞務につきましては、これを當然適用するのはいいか、或いは日本の只今の女子の勞務事情から考へまして、後で出て参りますところの任意包括被保険者にする方がいいかという点が問題になつたのでございまして、それでいろいろ研究したのでございまして、結論といたしましては、社会保険という相互社会連帯の考へに基いておるその本質に鑑みまして、もう一つは男女を區別するといふのは新憲法の精神から申しまして適當でないといふやうな点を考へまして、結局結論といたしましては男女の區別なく等しく当然被保険者にいたした点でございます。

第二に問題になりました点は、國及び地方公共團體に雇はれておる者でございまして、これらの者は地位が安定してございまして、失業の危險に曝されておる者でございまして、比較的少いといふやうなことを考へまして、退職時の給付につきまして、これらの点を考へまして、果して失業保険の被保険者に入れるのはいいか、除外するのはいいかという点についていろいろ検討いたしました次第でございます。それで結論といたしましては、第六條の規定によりまして國及び地方公共團體に雇はれる者も当然被保険者に入れることにいたしました。但し第七條におきまして國及び地方公共團體に雇はれます者が離職した場合には、本人に支給されます諸給與の内容が、實質上におきましてこれらの諸給與は失業保険と別の制度でございまして、形式的には食い違ひがございまして、實質的に見まして本法による失業保険金の給付と同等以上と考へられます場合には、失業保険の被保険者から除外するということにいたしましたので

て、いさか厳格となつておるので、
から御説明いたした通りであります。そ
おるのではありませんか。その職業紹介
は日本の只今の女子の労働事情から考
これを当然適用するのはいいか、或い
ます場合には、失業保険の被保険者か
ら除外することになったので

でございます。そうしてこれをどう扱う
かというところは結局政令で決める問題
でございます。若し國及び地方公共
團體が事實上失業保険の内容と同じよ
うな制度ができますならば、これを除
外して参りたいという考えで研究をい
たしております。

それから第三に問題になりました点
は船員でございます。これは現在船
員につきましては、健康保険、厚生年
金に相当いたします。その健康保険
法、厚生年金法によりませず、船員保
険法というの一本で現在でやつてお
るのでございます。それで失業保険に
つきましては、先刻申上げたように成
るだけ危険分散の範圍を廣くするとい
う意味から申しますと、船員の失業保
険についてもこの失業保険法に包含し
た方がよいという理窟もあるもので
ございます。現在船員については、船
員の特長性に鑑みまして、別個の船員
保険というものがあつてございま
すので、むしろ船員の特長性というこ
とを重く見まして、船員保険の中でこ
の失業保険をやつて参りたい、かよう
な考えを以ちまして、後程第十條でそ
のことが書いてございまして、船員保
険の被保険者につきましては失業保
険の被保険者から除外いたすというこ
とに方針を決めました。ような次第で
ございます。

以上が当然被保険者についての規定
でございますが、第八條には任意包括
被保険者のことが規定してございま
す。即ち本法の適用を受けます事業以外の
事業に雇用されておられます者につきま
しては、当然その一人だけを切り離し
て被保険者にするとはできません
が、その事業に従事して雇用されてお

ります従業員を包括しまして失業保
険の被保険者とするのができる、かよ
うにいたしてございまして、これは
現在健康保険、厚生年金もこれと
丁度同じの規定ができておるのでござ
います。それで一人々飛び出して
任意加入ということを認めなかつた理
由は、さうなことをいたしますと、
結局整理されそうな男だけが任意加入
するということになりまして、いわゆ
る保険で選別と申しておりますが、
保険といたしましては趣旨に副わな
いという意味で、全部引括してなら
加入できる、かようにいたしてござ
います。

第八條の二項に書いてあります二分
の一以上の同意というふうなことも、
これも現在の他の社会保険と同様で
ございます。ただ新たに規定を設けま
したのは、第三項に被保険者となるべ
き者の二分の一以上が希望しましたと
きは、事業主としましては認可の申請
をしなければならぬ、これも實際運
用としては大した必要はないじやない
かという理窟もあるものでございま
す。はつきりいたしておきまして、希
望すれば雇用主は認可の申請をしな
ければならないということになつて
ございまして、

それから第十條に被保険者から除外
される者として、日雇いの労働者
でございまして、期間を定めて
雇用された者等につきましては、
一應これを被保険者から除外するとい
う規定を設けてございまして、但しそ
らの者が引続いて一定期間同一の事業
主に雇用された場合には、その者
はその一定期間を超えたとときから
は被保険者にいたすということになつ

ておるのでございます。これも現在健
康保険なり厚生年金で、こういう規定
ができておるのでございまして、それ
に倣つた次第でございまして、一口に
申しますと日雇いでございまして、
期間の定めのある者でも常備され
ております者については、これを常備
と同じような被保険者とするとい
うことでございます。細かいことを申しま
すといろく論議の点もございまして
が、大きな筋といたしましてはさうい
う趣旨で考えておられるよう次第で
ございます。

それから十一條以下に、被保険者資
格の取得でございまして、喪失で
ございまして、被保険者期間の計算等
の規定がございまして、これも他の社
會保険法と大体同様でございまして、技
術的な規定でございまして、説明は省
略いたします。

それから第十五條に被保険者の資格
期間のことが規定してございまして、こ
れは只今大臣の説明にもありましたよ
うに、離職の日以前一年間に、通算し
て六ヶ月以上被保険者であることを要
件にいたしてあるものでございまして、
即ち必ずしも連続してありますことは
要しないのであります。断続して
申しますか、飛びくでも結構でござ
いまして、結局通算して六ヶ月以上被
保険者でありますことを資格要件とい
たしてございまして、

それから第十六條にさういふ資格要
件をかなへました、いわゆる支給資格
者が失業保険金の支給を受けますに
は、公共職業安定所に出頭して求職の
申込をして、失業の認定を受けなけれ
ばならないということが規定してある
のでございまして、これがこの生活保

法のごとき單なる救済制度とは非常に
違つておる点であります。決して単
に自分が目的じやないのでござい
まして、即ち國の就労斡旋機関と結びつきま
して、飽くまでまず仕事を見つける、ど
うしても仕事がない場合に初めて失業
の認定をして保険金を渡すということ
に考えておるのでございまして、尙この
公共職業安定所に出頭する回数としま
しては政令で決めることになつてお
りますが、原則は一週間に二回とい
うことになっておる。但し交通不便等
の所でございましては、或いは一週
間に一回とか、場合によりましては月
に一回といふようなことも考えてお
りますし、又公共職業安定所の職員が
こちらから出張して参りまして失業の
認定をいたすといふようなことも、交
通不便の地については考えてお
ります。

それから十七條は給付の金額であり
まして、これは原則は標準報酬の日額
の百分の六十といふことにいたして
おります。但し報酬の多い者につきま
しては百分の四十まで減らすことが
できます。報酬の少ない者につきま
しては百分の八十まで増加できる
といふことになつておるのでござ
いまして、

それから十八條に支給期間という規
定がございまして、失業保険の給付を
受けます期間としましては一年間の限
度といふことにいたしてござい
まして、一年間の限度を設けました趣
旨は、失業いたしました方が、一年間も
二年間もちつとも安定所へ出頭しま
せずに、その後初めてふらつと安定所
に出て来るというやうなことは、失業保
険の趣旨から申しまして面白くないと

思つております。現に失業して困
つておるといふわけなのであります
から、早速安定所の方へ出頭して認定
を受ける。そうして支給期間は一年間
を限度として整理をして参りたい、こ
ういふ考えであります。

それから十九條に待期の規定があり
まして、これは他の社会保険にも類似
の規定があるのでございまして、安定
所へ出頭いたしましたも直ぐその日か
ら失業保険金を支給するのちやありま
せずに、十四日間というものは失業保
険金を支給しないということになつて
おります。その間に安定所としま
してはいろいろ本人の資格等の審査とい
うこともやりますし、又その期間に
できるだけ仕事を探して見まして、一
失業保険金を短期間だけ支給する、
こういうやうなことをせずにやつて
参りたい、こういうふうにしてござ
います。

それから二十條は給付日数の規定で
ございまして、十八條に支給期間とし
ましては一年間ということに決めたわ
けであります。その期間内におきま
して通算して百八十日分を超えてはこ
れを支給しないといふことになつて
おります。ですから、例えば一月一日に
失業いたしました、支給期間としま
しては本年一ばいであるわけでござ
います。その間に百八十日でありま
す。その間に百八十日でありま
す。初め継続して三ヶ月失業保険金を
貰う、それから途中二ヶ月ばかり仕事に就
きまして、もう一遍失業しまして又二
月ばかり失業保険金を貰うといふや
うなこともできるわけでありまして、結
局この一年の期間内におきまして百八
十日が限度ということに規定いたした
のであります。

それから第二十一條に給付の制限の規定でございます。これは失業保険が、先刻から申上げておりますように、單なる保険金の給付じやないのでございまして、できるだけ職業紹介の機会を多くしまして、就職を容易ならしめたいという趣旨を持ってございまして、安定期が折角紹介しました職業に正當の理由がないに拘らず、これを拒んだという場合には、一定の期間を限りまして失業保険金を支給しない、かようにいたしておるのであります。即ち期間を限りましての給付の制限でございます。而してこの拒み得る正當な理由はどういうことにいたすかということにつきましては、結局只今の日本の社会、経済状態というようなことも考えまして、一号以下に規定いたしましたのであります。

まず第一には、紹介されました職業が受給資格者の能力から見て不適當と認められるときということになっておるのでございまして。この点は一番私たちが議論をし検討を加えた点でございまして、日本の社会状態から申しますと不適當、というような言葉はいわば甘過ぎる、凡そ体力から見ても堪えられない場合には全部本人はそれを承諾しなければいかんじやないかというような意見もあつたのでございまして、とにかく保険といたしましては、保険料を拂つたわけでございますので、できるだけ本人に適應を探してやりたいという趣旨から申しますと、ただ堪えられないだけでは少し厳格過ぎるのじやないか、本人の能力から見て、これは不適當だという場合にはやはり付けない方が宜からうというようなことで、能力から見て不適當と認められたとき

に拒み得るようになったのであります。併しながら能力から見ても不適當といふのは必ずしも前職通りということでは意味しないのであります。外國の立法等には前職通りでなければ拒み得るといふような立法もあるものであります。給付のときに拒み得るといふような例もあるものであります。それは日本の只今の社会、経済状態から見ても無理じやないか、でありますから、必ずしも前職通りでなくても、又若干は前の給付よりも低い給付であります。結局客観的に見ましてそれは本人から見ればその職業を果し得るといふ場合には、これを正當の理由として拒み得ないことにいたしましたのであります。

それから第二の点は住所居所を変更しなければならぬような場合に、その変更が只今の日本の住宅事情から申しますと、そういう場合が多いかと思ひますが、どうしても変更が困難であると認められます場合には拒み得るといふことにいたしましたのであります。それから三といたしましては「同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の報酬水準に比べて、不当に低い」前の職業よりも若干低いという場合には状況如何によりましては止むを得ないと思つておりますが、その業務及び技能について行われますところの一般の報酬水準よりも不当に低い、こういう場合には拒んでも結構であるということに相成つておるのでございまして。職業安定法の御審議の際いろいろ御検討願つたことに關聯いたしておるのであります。かよ

うに保険法ではいたしておるのでございまして。その他正當の理由があるときに拒み得るといふことにいたしておりました。それで保険法として實際の運用といたしまして一番問題になるのは、恐らくこの第二十一條の運用じやないかと存じております。この点私たちがいたしましては、できるだけ具体的な事例を挙げまして、一つの標準を作つて第一線の職業安定所には示したいと思つておりました。その基準を作るにつきましては、後程出て参りますところの、關係の事業主なり労働者の御参加を願ひます失業保険委員会等に、十分お諮りをしていたしまして、適當なる標準を作つて参りたい、かような考えであります。

それから二十二條は、これも大体同じような趣旨の規定でございまして、自己の責に帰すべきような重大な事由によつて解雇されたり、又何ら止むを得ない事由がないに拘らず、自分の都合で退職したいという場合も全然失業保険金を支給しないというものは、厳格過ぎると思ひまして、一定期間だけは支給しないということに相成つておるのであります。二十三條の詐欺その他不正の行爲、これは全く不都合の行爲でございまして、全然失業保険金を支給しないという考え方で規定されておるのでございまして。その他二十四條以下等の規定は、大體他の社会保険にも同じような規定がございまして、なお政令でいろいろ定めることとございまして、特に御説明は必要ないかと存じます。二十八條、二十九條、三十條の辺ま

で保険料の負担のことが書いてございまして、一口に申しますと、保険給付に要します費用は、國が三分の一を負担し、後の三分の一をそれぞれ被保険者であります。労働者及び被保険者を雇つております事業主が負担する、かよになつておるのでございまして。尙、失業の保険事務の執行に要します経費は、第二十八條二項に規定してございまして、國が全部負担することになつております。これを御参考のために他の社会保険と比較いたしましたると、健康保険は事務費の一部を國が負擔いたしました、給付については國は全然負担してございせん。それから厚生年金については事務費を國が全部負担いたしました、給付につきましては一般の労働者の厚生年金の給付の割合、それから特に炭坑の坑内夫につきましては二割ということになつております。それらに比べてまして失業の保険といたしましては、これは相當事業主なり労働者として負担を重くするものでございまして、又失業といふことにつきましては、國が特に大きな責任………という言葉を或いは適当かどうか存じませんが、關心を感じておるのでございまして、特に保険給付の三分の一を國庫が負担することとに相成つておるのでございまして。

それから三十一條に保険料率の規定がございまして、これは標準報酬に對して、被保険者、事業主がおのづから十分の十一ずつ負担するということになつております。そして保険料率の算定といたしましては、失業率でございまして、給付期間の制限、その他いろいろ条件を検討いたしました、從來社会保険制度調査会の研究等をも

斟酌いたしましたして、十分の十一ということに保険料率を決めたような次第でございまして。それから第二項以下にやや細々とした規定がございまして、これは一口に申しますと、保険料率は丁度税率なんかと同じように、法律で決めるという原則を立てました。従いまして保険料率の変更は、この法律改正の系統をとるといふ原則を規定いたしておるのでございまして。但し特に緊急の場合には、社会保険、失業保険委員会の意見を聞きまして、労働大臣が取敢えず変更することができまが、この場合にも後の國會に提案いたしました、御賛成を得なければならぬという趣旨の規定が書いてあるのでございまして。

それから三十二條以下の保険料納付の義務者でありますとか、報酬からの保険料控除でございまして、その他督促の規定も他の社会保険と同様でございまして、説明を省略したいと思ひます。それから三十九條に失業保険委員会の規定がございまして、失業保険事業の運営に關します重要事項を審議いたしますために、政府は失業委員会を置きます。それから公益を代表する者おのづから同数を以て組織いたしました、十分關係の方々の御意見を聞いて、民主的に運用いたして参りたい、かような考えでございまして。第四十條以下に失業保険金の支給等につきましての不服のあります者の審査の請求、訴願、訴訟の規定がございまして、これも他の社会保険と同様でございまして、特に御説明いたすことのないと思ひます。

が宜かろうというふうなことで、能力
 聯いたしておるのであります。かよ
 二十八條、二十九條、三十條の辺ま
 從來社会保険制度調査会の研究等をも
 ないと思ひます。

難期につきましても特に御説明する
 ことはありません。

次に失業手当法でございますが、こ
 れは労働大臣から御説明いたしました
 ように、又私も只今補足して申し上げま
 したように、失業保険金の方では仮に
 十月一日から施行いたしました、保険
 料の徴収は十月分からは始まりまして
 も、保険金の支給が始まりましては六
 ヶ月という資格期間の関係上、来年四
 月以降になる、従いましてその間の働
 きの制度といたしまして、失業保険金
 本来といたしましては資格がないに拘
 わらず國が特別の負担を以ちまして失
 業手当金を支給して参りたい、かよう
 な考えでござっております。

而してこの失業手当法の適用範囲で
 ございまして、これも立案の過程にお
 きましては、單に失業保険の被保険者
 に限定しませんが、もつといわゆる失
 業者全部の失業手当を適用したらか
 といふ意見もあつたが、いろいろ検
 討した上でございまして、財政上の理
 由が主とした理由でございまして、尙
 今のような日本の社会、経済状態から
 いたしまして、いわゆる失業者全部に
 失業手当を支給するということには
 いたしません、果してその人が本當の失
 業者であるかどうかというこの認定
 も非常に困難であるというふうな事
 実のことも考え合はせて、いろいろ
 検討いたしました結果、結局失業保
 金の被保険者と範圍を同じようにす
 る、失業保険は被保険者が六ヶ月の間
 は保険金を支給できない、その缺陷を
 補いますために、雇ひの制度として失
 業手当を支給する、かような考え方で
 できておるのでございまして。

また該当者としては、離職の日まで離
 職して六箇月以上、失業保険法に規定
 する事業所に雇用されたこと」とい
 うことを条件といたしておるのであり
 ます。即ち失業保険法の被保険者とい
 しましては、まだ一ヶ月二ヶ月にしか
 なつていないという場合でありまし
 ても、とにかくどこかの事業で、どこか
 の失業保険法に規定してあります事業
 所で六ヶ月以上雇用されておつたとい
 うことを必要といたしておるのであり
 ます。而してこの場合は、失業保険の
 場合と違ひまして、離職して六ヶ月以
 上という条件にいたしましたのは、失
 業者の失業手当を受ける資格のあり
 する者の範圍をはつきり掴みたいとい
 うな次第でございまして。

それからこの法律施行の日から昭和
 二十三年三月三十一日までの間に
 離職をしたということになつておるの
 でございまして、これは三月三十一日
 ありますのはミスプリントではござい
 ませんが、その通りで正しいのでござ
 いまして、三月三十一日に離職いたし
 ました者は、先刻細かい説明は省略
 いたしました、失業保険法の方の資格
 の喪失等の規定の関係からいたしま
 して、これは六ヶ月間の資格を満了し
 て失業保険金を貰えるということにな
 りますので、三月三十一日までの間に離
 職いたしましたことを条件として失
 業手当金を支給するということに
 いたしておるのでございまして。そう
 これらの失業手当を受けられま
 したるは、三月三十一日までの
 失業手当金という名前、これにつ
 いては國の全額負担ということに
 いたして、その同じ人が四月一

日以後につきましては失業保険金とい
 うような名前で支給をする。而してこ
 の失業保険金四月一日以後のものにつ
 きましては、國の負担は三分の一とい
 うことになつておるのでございませ
 ぬ。即ち三月までの六ヶ月間の期間に
 しまして、失業保険の特別会計とし
 まして、相当の積立金もできてお
 りまして、その後は國の特別の御厄介
 にならずにやつて行こう、かような趣
 意でございまして。但しこの
 失業手当を受けます者が、四月一日
 以後におきまして受けます失業保
 険金は、これは失業保険法の特別の
 場合でございまして、内容におきま
 しては失業手当と全然同じ内容のも
 のでございまして。従つて後で申し
 交給金額でございまして、日数がそのま
 ま用いられるような關係になつてお
 るのでございまして。

それで失業手当につきましては、大
 体は失業保険と同じでございます。の
 で、一々の説明は省略いたしました、
 變つておる点だけを申し上げますと、第
 五條の支給金額はこれは保険の方は標
 準が百分の六十になつておりますの
 に対して、こちらは百分の五十五とい
 うことになつております。又最高は百
 分の七十五、一番低いところで百分の
 十五、それ／＼保険金よりも五割す
 低いところで決まつておるのでござ
 います。これは先刻申ししております
 うに、本来の失業保険の支給資格を
 満たしてない人について、國が特
 別に手当を支給したのでございま
 す。それから、第七條でございま

すが、一般が十四日に対して、これは
 三十日ということになつております。
 それから一番大きな違ひは第八條で
 ございまして、保険金の方は百八十で
 ございまして、こちらは百二十とい
 うことになつております。
 それから第十條の資格制限、十一條
 の支給の制限につきましても、保険
 の方は一定期間のみの支給制限でござ
 います、こちらは一定期間というよう
 な期間の制限がなく、無制限に支給
 制限されておりました、これも若干減
 額になつております。それが大体の違
 ひでございまして。

それからもう一つ、第十六條にござ
 いますように、費用の負担につきま
 しては、三月末までの失業手当とい
 う名前のときには、給付の全額を國庫が
 負担する、それから四月一日以後の失
 業保険金という名前になりましたら
 は、一般の失業保険と同じように給
 付の三分の一を負担する、かような
 ことに相成つておるのでございま
 す。以上を以ちまして御説明を終りま
 す。

○委員長(原虎一君) 両法案の説明は
 終了したのでありますが、質疑ござい
 ますけれども、時間も十二時過ぎまし
 たので、準備があるからといつて帰ら
 れましたので、本日はこの程度で打切
 りたいと思ひますが、いかがござ
 いますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○委員長(原虎一君) それでは本日は
 これで閉会いたします。
 午後零時十一分散會
 出席者は左の通り。

委員 原 虎一君

理事 堀 末治君
 小川 久義君

委員 赤松 常子君
 天田 勝正君
 植竹 春彦君
 深川タマエ君
 奥 むめお君
 竹下 豊次君
 早川 慎一君
 堀井 伊介君
 岩間 正男君
 紅露 みつ君

國務大臣 米窪 滿亮君
 労働大臣 上山 顯君
 政府委員 労働事務官(兼年金局長) 原 虎一君

昭和二十二年十月二十三日印刷

昭和二十二年十月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第八部

第一回 参議院労働委員会会議録第九号

二九七〇